

建設工事標準請負契約約款が改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、受発注者間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、4つの建設工事標準請負契約約款(公共工事標準請負契約約款、建設工事標準請負契約約款(甲・乙)、建設工事標準下請契約約款)が以下のとおり改正されました。 建設工事の契約を締結しようとする皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いた

◆ 平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。

改正内容の詳細は裏面へ!

望ましい代金支払方法の明確化

だけますよう、お願いいたします。

契約当事者間の 対等性確保

契約条件の 明確化

施工体制の 合理化 不良不適格業者の排除

✓ 4つの建設工事標準請負契約約款は、建設工事の請負契約を適正なものとする ため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者 に実施を勧告しているものです。

公共約款 甲約款 乙約款 下請約款

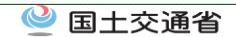
公共工事のほか、電力・ガス・鉄道等の民間工事を対象 民間の比較的大きな工事を対象 民間の比較的小さな工事(個人住宅等)を対象 公共工事・民間工事を問わず、下請契約全般を対象

〇各約款のパンフレット、改正後の4約款本文・新旧対照表はこちらから

○「建設工事の標準請負契約約款(平成22年7月26日改正)を活用しましょう!」 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk1_000025.html

お問い合せ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111(内線24756)



4つの約款の主な改正内容

契約当事者間の対等性確保

各約款

- 約款中の呼称を「甲」・「乙」から「発注者」・「受注者」等に変更
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定を充実
- ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間等の協議段階から公正・ 中立な第三者(調停人)を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

契約時

契約書に調停人を明記

協議段階

発注者又は受注者^{※)}の申し出により、協議段階から調

停人の立会い・助言等を求めることが可能

(※)下請約款では、元請負人又は下請負人

協議段階での公 正・中立な第三者 の活用により紛争 を未然に防止

(調停人を採用する場合)

協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

- 工期延長や第三者に損害を与えた場合の当事者間の負担を明確化
- ○公共約款 ◆ 発注者に帰責事由がある工期延長に伴う増加費用について、発注者の負担を明確化
- **甲約款** ◆ 契約目的物に起因する日照阻害等の損害等について、発注者の負担を明確化

望ましい代金支払方法の明確化

- 契約書に標準的な支払い方法を例示
- *甲約款* ◆ 出来高払いを促進
- 乙約款 ◆ 前払金等の過大な支払いを防止
 - 例 民間約款(甲)「民間建設工事請負契約書」

- 工事の出来高に応 した支払いを推奨

五、支払方法 (抜粋)

部分払(〇月ごとに出来高に相当する額(ただし、 既支払額を控除する。))

注 〇の部分には、**たとえば、二、三等と記入**

契約条件の明確化

甲約款《乙約款》

 $\circ \cap ()$

- 通知等の原則書面主義の導入
- ◆ 約款に基づく協議、承諾、通知、 指示、請求等は、原則書面により 行う旨明記

下請約款

● 下請契約の工期は下請負人の 施工期間を記載するよう明記

施工体制の合理化

公共約款《下請約款》

● 現場代理人の常駐義務を一定の場合に は緩和できる規定を追加

不良不適格業者の排除

公共約款

● 受注者が暴力団等である場合の 解除権を規定

